

公職選挙法施行令の一部を改正する政令概要

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）の一部の施行に伴い、投票管理者の職務代理者の選任要件の緩和等の措置を講ずるとともに、選挙の期日前二日以後に市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて開票区を設けた場合における開票立会人の取扱いを定めるほか、市町村の区域が数開票区に分かれている場合における指定投票区の指定等の特例を設ける等の改正を行う。

1 投票管理者の職務代理者の選任要件の緩和

- 投票管理者の選任要件が「選挙権を有する者」に緩和されたことに伴い、投票管理者の職務代理者の選任要件についても、「選挙権を有する者」に改める。

2 選挙の期日前二日以後に市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて開票区を設けた場合における開票立会人の取扱い

- 選挙の期日前2日又は選挙の期日の前日に数市町村合同開票区又は数区合同開票区を設けた場合の開票立会人を選任すべき選挙管理委員会を定める規定等を設ける。
- 選挙の期日前2日以後に分割開票区を設けた場合の開票立会人の選任に関する規定を設ける。
- 選挙の期日前2日以後に数市町村合同開票区又は数区合同開票区を設けた場合の開票立会人の選任に関する規定を設ける。

3 市町村の区域が数開票区に分かれている場合における指定投票区の指定等の特例

- 天災等その他避けることのできない事故により、選挙人が属する投票区の投票管理者（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区（同一開票区内の投票区）の投票管理者）に不在者投票を送致できない場合には、選挙人名簿登録地の市町村の選挙管理委員会が指定した投票区（他の開票区内の投票区）の投票管理者へ送致することができることとする。

4 投票管理者の交替制に関する規定の整備

- 投票管理者について交替制を可能とするための規定の整備を行う。

5 その他所要の規定の整備

6 公布日等

公布日：令和元年5月31日（金）

施行日：令和元年6月1日（土）